

令和 3年 3月 24日

鈴鹿亀山薬剤師会
会長 松浦 恵子 様

四日市市長 森 智 広
(公 印 省 略)

四日市市子ども医療費助成の現物給付の年齢拡大等の制度改正に伴う協力の依頼について

平素は、本市のこども保健行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、見出しにあります子ども医療費の現物給付についてですが、本市においてこれまで未就学児を対象にしてまいりましたが、令和2年9月から四日市市、菰野町、朝日町、及び川越町の医療機関に限り、中学修了まで（15歳年度末到達まで）に年齢拡大を実施したところでございます。

さて、令和3年9月診療分から、四日市市及び三重郡3町の医療機関において実施している小中学生の現物給付を、四日市市及び三重郡3町から、三重県内全域の医療機関での実施に拡大したいと考えております。

つきましては、貴薬剤師会様に制度実施に向け、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、主な制度の変更点は下記のとおりです

記

◇主な制度の変更点

	変更前（3年8月末まで）	変更後（3年9月から）
現物給付の対象医療機関（未就学児）	県内全域の医療機関	県内全域の医療機関 （未就学児は変更なし）
現物給付の対象医療機関（小中学生）	四日市市、菰野町、朝日町、川越町の医療機関	県内全域の医療機関